
平成24年第5回大和町議会定例会会議録

平成24年9月14日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	産業振興課長	高橋 久 君
副 町 長	千坂 正 志 君	都市建設課長	千葉 恵 右 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	会計管理者兼 会計課長	八 島 時 彦 君
総 ま ち づ く 務 り 長	伊 藤 眞 也 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	生涯学習課長	森 茂 君
税 務 課 長	庄 司 正 巳 君	総 ま ち づ く 務 り 官 策	石 垣 敏 行 君
町 民 課 長	高 橋 正 治 君	総 ま ち づ く 務 り 官 機 対 策	瀬 戸 正 志 君
環境生活課長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 長 企 業 誘 致 官 策	浅 井 茂 君
保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
議 事 班 長	千 坂 俊 範		

議事日程

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「委員長報告」（平成23年度各種会計決算の審査結果について）
- 日程第 3 「認定第 1 号 平成23年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 4 「認定第 2 号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 5 「認定第 3 号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入
歳出決算の認定について」
- 日程第 6 「認定第 4 号 平成23年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について」
- 日程第 7 「認定第 5 号 平成23年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について」
- 日程第 8 「認定第 6 号 平成23年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について」
- 日程第 9 「認定第 7 号 平成23年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の
認定について」
- 日程第 10 「認定第 8 号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定について」
- 日程第 11 「認定第 9 号 平成23年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について」
- 日程第 12 「認定第 10号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入
歳出決算の認定について」
- 日程第 13 「認定第 11号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 14 「認定第 12号 平成23年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の
認定について」
- 日程第 15 「議案第 72号 平成24年度舗装新設工事（町道吉田落合線）請負
契約について」
- 日程第 16 「同意第 2 号 教育委員会委員の任命について」
- 日程第 17 「同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について」
- 日程第 18 「諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

日程第19「諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

日程第20「委発第3号 地球温暖化対策に対する『地方財源を確保・充実する
仕組み』の構築を求める意見書」

日程第21「請願第1号 (仮称)下草大橋の架橋に関する請願書」

日程第22「所管事務調査の申し出について」

午後3時24分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、こんにちは。平渡委員を初め委員の皆さん、決算特別委員会において決算審査、大変ご苦労さまでございました。

再開前に町長より報告事項がありますので報告をしていただきます。町長 浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、議長からお許しをいただきましたので、報告1件ございます。

このことにつきましては、平成24年の10月1日以降の東日本大震災に被災した被保険者にかかわる一部負担金免除及び保険料税の取り扱いについてということでございますが、一部新聞報道でもなっておったところでございますが、今回、この部分について3月31日までの延期といいますか、なったところでございます。

詳しくは町民課長から説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたしたいと思っております。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長高橋正治君。

町民課長 (高橋正治君)

平成20年10月1日以降の東日本大震災に被災した被保険者に係る一部負担金免除及び保険料、税の取り扱いについて説明させていただきます。

東日本大震災により被災されました被保険者の国民健康保険及び後期高齢者医療費の一部負担金及び保険料、介護保険サービス料、保険料の免除措置につきましては、9月30日までは国の財政措置をして実施してまいりました。10月1日以降の財源支援につきましては、平成20年7月24日付で厚生労働省保健局国民健康保険課、当局高齢者医療課より事務連絡があり、一部負担金被保険者が支払う病院窓口の負担金でございますが、免除措置について、平成20年10月1日から12月31日までは国の調整交付金の交付対象となり、10分の8が補助、また、引き続き平成25年1月1日から3月31日まで一部負担金を免除した際は、平成25年度の調整交付金対象とする予定であるということがされました。

このことから、県内全市町村が統一した対応になるように、宮城県並びに宮城県後期高齢者医療広域連合会で県内全市町村にアンケート調査で意向確認するなど調整を図ってまいりました。その結果、県内市町村が統一して国民健康及び後期高齢者医療の一部負担金、介護保険サービス療養につきましては、平成24年10月1日から25年3月31日まで免除することになりました。

また、保険税の減免につきましては減免しないこととなりましたので報告いたします。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これで、報告を終わります。

本会議を再開します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番浅野俊彦君及び3番千坂裕春君を指名します。

日程第2「委員長報告」（平成23年度各種会計決算の審査結果について）

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、委員長報告。

本定例会において決算特別委員会が設置され、これに付託の上、平成23年度各種会計決算が審査されたところであります。

ここで、決算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長平渡高志君。

決算特別委員会委員長 （平渡高志君）

報告をいたします。

今定例会において、去る9月7日、決算特別委員会に審査を付託されました平成23年度一般会計及び10の各種特別会計並びに水道事業会計決算については、決算特別委員会を開催いたし、各委員の熱意あふれる質疑が展開され、町長、副町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁がなされ、慎重に審査した結果、原案のとおり認定するものと決定をいたしましたので、ここにご報告を申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

ただいま決算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、決算の審査においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、決算の審査においては質疑を省略し、討論、採決を行うことにいたします。

日程第3 「認定第1号 平成23年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、認定第1号 平成23年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。8番藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

では、一般会計について反対の討論をさせていただきます。

租税には三つの機能があります。公共サービスの費用調達として市場経済のもとで提供困難なサービスの提供のために費用を調達するということ、さらに二つめとして所得の再分配ということ、さらに景気の調整ということでございます。その中で、今回の大和町の予算の中でその機能というところで疑問を持つところがございます。

これは毎回取り上げているところでもございますが、今回、商工振興費に約2億2,400万円、いわゆる企業立地奨励金関係でございます。その中の1億円、約4割6分をその企業立地関係で占めているということでございます。お聞きしましたところ、関係する会社6社に企業立地の奨励金、あるいは助成金、あるいは土地取得の助成金、そういった形でということになっております。名前を聞けば皆さんわかるような企業への助成がなされているということでございます。そういう中で、もちろん税金が入ってくる、あるいは町の発展につながる、そういう見込みというものはあるということは承知をしております。そういう中で地元からの正社員としての雇用も確認がなかなかできない中での、体力があるであろうそういう企業への制度というのは、予算全体の中で見直すべきところなのではないか、予算というか、決算全体の中でも使い方としていかがなものかということでございます。これについては、条例によって実施されているところではございますが、やはり使い方としてはいかがなものかということで、反対の討論とさせていただきます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。17番堀籠日出子さん。

17番 （堀籠日出子君）

それでは、賛成討論を行います。

この企業誘致事業につきましては、企業の本社や現地案内など数多くの努力をされた結果、現在の立地状況にあると思われまして、また、長い期間努力の結果と、さらには立地企業奨励金という事業があり、その結果世界に誇る企業も立地いたしております。奨励金、補助金の交付は立地企業の初期投資の削減を図ることから、企業にすれば魅力もある事業でありますし、またその成果も

出ているところであります。

この事業は、企業の誘致促進をさせるには大事な事業と考えます。今後の大和町の発展には企業誘致奨励金事業の必要な事業であることから、賛成いたします。

議長（大須賀 啓君）

ほかに討論ありませんか。馬場久雄君。

14番（馬場久雄君）

賛成討論の立場で発言させていただきます。

反対討論もあったところでありますが、平成23年度の一般会計、歳入が109億5,000万円、歳出が103億3,000万円。前年度と比べますと3.11の災害があったということで非常に22年度と比べますと決算額多くはなっておりますが、ほとんどは災害復旧費に充てるというふうな内容になっています。

そういった中で、今、反対討論でありましたけれども、特に立地奨励金に対する疑問というふうなことが出ました。前者の賛成討論にもありましたように、我が大和町、内陸にあるということで、被災は沿岸部に比べ少なくあったわけなんです。企業が立地するに当たって、こういった内陸に立地する大和を求めてまだまだ立地可能な企業が来るのであろうというふうに推測しております。世界に誇る企業さんも、もう既に立地され、就労する方々も、今、町長からもお話がありましたように、努力を重ねて行く行くはこの大和のうちから就業に入ってもらいたいというふうなお話もありました。

そういったことで、ここで企業の立地の奨励金、やはり種をまかなければいい作物もとれないわけでございますので、ぜひそういった無駄にならない立地奨励金、条例にも決まっております。そういったことを大いに活用しながら、今後伸びある大和町、夢のある大和町をもっていてもらいたいというふうに思いますので、私はそういった意味で賛成討論いたします。以上です。

議長（大須賀 啓君）

ほかに討論ありませんか。伊藤 勝君。

10番 (伊藤 勝君)

一般会計、私は賛成の立場から討論をいたします。

平成23年の本町の財政は、東日本大震災により町道や下水道を初め、多くの公共施設に被害が発生し、多額の災害復旧費等の経費が必要とする非常事態になりましたが、収支の結果を見ると、収支総額は109億5,045万2,969円、対前年度比12.8%、支出総額は103億3,732万3,782円、前年度対比119.1%、差額は6億1,312万9,187円、対前年度比159.6%になり、実質収支額は5億1,208万3,000円の黒字となって、2億6,000万円の基金繰入も行っております。町税収入は震災による減免措置はあったものの、39億69万5,387円で、前年度対比7.6%の増となり、歳入の確保に努力されたことや、未曾有の大震災により災害復旧事業となった中で経費削減に努めながら適正な財政運営をされたものと認め評価するものでございます。

また、財政健全化比率においてもすべての事項において適切な比率担っており、賛成するものであります。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

ほかに討論ありませんか。12番堀籠英雄君。

12番 (堀籠英雄君)

私は、認定第1号 平成23年度大和町一般会計歳入歳出決算認定に対しまして賛成の立場から討論を行います。

平成23年度は、誰もがかつて経験のない東日本大震災、未曾有の大震災の復旧・復興の年度でありましたが、厳しい財政状況下、予算執行に当たっては、住民の皆さん、そして我々議員から広く意見を聞く中、適切に対処され、妥当な決算を示されたことに対し敬意を表すものであります。

平成23年度一般会計の歳入決算額は109億5,045万2,000円、歳出決算額は103億3,373万2,000円であります。歳入歳出差引額は6億1,312万9,000円で、実質収支においても5億1,208万3,000円と黒字決算を確保しており、そのうち2億6,000万円を基金に繰り入れております。予算現額に対する執行率は93.67%で、不用額が2億136万2,000円となっておりますが、事業の未執行はないとのことであります。ただし、不用額については、補正措置に十分考慮す

べきであります。繰り越し財源を差し引いた実質収支額5億1,208万3,000円を平成24年度に繰り越すことができたことは高く評価すべきであり、宮城の中核都市大和の基礎づくりを進めるとともに確固たる足固めができたものと確信をいたします。

しかし、昨今の財政動向を初め、本町を取り巻く財政事情はまことに厳しいものがあることも事実であります。この事実を謙虚に受けとめ、本町のメリット、効果的な財政運営と財源の安定確保に積極的に取り組み、住民と協働し、町民福祉の向上と活力あるまちづくりが推進されることを強く要望し、決算認定に賛成するものであります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第4「認定第2号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入 歳出決算の認定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第4、認定第2号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決いたします。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第5「認定第3号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出
決算の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、認定第3号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決いたします。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第6「認定第4号 平成23年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、認定第4号 平成23年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決いたします。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第7「認定第5号 平成23年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、認定第5号 平成23年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決いたします。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

**日程第8「認定第6号 平成23年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について」**

議長（大須賀 啓君）

日程第8、認定第6号 平成23年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決いたします。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

**日程第9「認定第7号 平成23年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の
認定について」**

議長（大須賀 啓君）

日程第9、認定第7号 平成23年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決いたします。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

**日程第10「認定第8号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定について」**

議長（大須賀 啓君）

日程第10、認定第8号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決いたします。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

**日程第11「認定第9号 平成23年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について」**

議長（大須賀 啓君）

日程第11、認定第9号 平成23年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第9号を採決いたします。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

**日程第12「認定第10号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入
歳出決算の認定について」**

議 長 (大須賀 啓君)

日程第12、認定第10号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第10号を採決いたします。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

**日程第13「認定第11号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計
歳入歳出決算の認定について」**

議 長 (大須賀 啓君)

日程第13、認定第11号 平成23年度大和町戸別処理合併浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第11号を採決いたします。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

**日程第14「認定第12号 平成23年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の
認定について」**

議 長 (大須賀 啓君)

日程第14、認定第12号 平成23年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第12号を採決いたします。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第15「議案第72号 平成24年度舗装新設工事（町道吉田落合線）請負契約について」

議長（大須賀 啓君）

日程第15、議案第72号 平成24年度舗装新設工事（町道吉田落合線）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長（千葉恵右君）

それでは、本日お配りをいたしました議案書をお願いをいたします。本日お配りをいたしました議案書の1ページでございます。また、あわせて都市建設課の議案第72号関係資料もあわせてご参照をお願いしたいと思います。

平成24年度舗装新設工事（町道吉田落合線）請負契約についてでございます。次のとおり、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、契約の目的、平成24年度舗装新設工事（町道吉田落合線）です。

契約の方法でございます。一般競争入札による請負契約でございます。

契約の金額でございますが、5,040万円でございます。うち消費税については240万円でございます。参考といたしまして、税抜きの価格については4,800万円でございます。

契約の相手方でございますが、黒川郡大和町吉岡字車塚71番地。日本道路株式会社北仙台出張所でございます。

別紙の関係資料のほうをご参照をお願いしたいと思います。

契約の状況でございますが、まず入札の状況でございますが、一般競争入札ということでございまして1番から2番、①から⑤についての条件を付して募

集を行っております。

それから入札の方法でございますが、ダイレクト型一般競争入札でございます。2番といたしまして、入札参加資格申請者でございますが、有資格者と判定された者の数が5社に達しない場合については入札を中止をするというふうにしておりますが、今回の場合につきましては6社が応募ありましたので、中止することなく入札を執行してございます。3番目といたしまして、低入札調査基準価格を設定をしております。

(3)番、入札の参加者でございますが、全部で6社ほどございました。1番、東亜道路株工業株式会社宮城営業所でございます。これは仙台市泉区に在住してございます。2番目、株式会社佐藤渡辺宮城営業所、富谷町に在住してございます。3番目、日本道路株式会社北仙台出張所、大和町でございます。4番目、日建工業株式会社、仙台市青葉区でございます。5番目、株式会社NIPPPO宮城統括事業所でございます。仙台市宮城野区でございます。6番目、福田道路株式会社仙台営業所、仙台市泉区でございます。

入札の結果でございますが、8月31日開札を行っております。予定価格については4,876万円、税抜きでございます。結果については、税抜き価格で4,800万円ということで、落札率につきましては98.44%でございます。日本道路株式会社北仙台出張所が最低額となりまして落札となりました。

なお、各社の応札額でございますが、今回は省略をさせていただいておりますのでご了承いただきたいというふうに思っております。

次に工事の概要でございますが、施工場所につきましては、大和町吉田地内。完成の工期は平成25年3月25日でございます。工事の概要でございますが、延長が575メートル、幅員については、全幅員が12メートルでございますが、これは4車線道路のうちの半断面施工ということで施工予定をしております。車道幅員が6.5メートルでございます。舗装工については記載のとおりでございます。

次ページの図面をご照覧いただきたいと思います。

図面で着色をしておりますが、図面の右側が吉岡南第二土地区画整理側でございます。この道路をまっすぐ突き抜けたところに大和警察署、国道4号線がございます。それから、図面の左側の部分でございますが、ここは国道457号線でございます。図面で着色してございますが、黒色については平成22

年度施工分、青色につきましては平成23年度施工分、そして今回の契約の内容に付する分については赤で着色した部分でございます。

下の標準断面図をごらんをいただきたいと思いますが、前断面が25メートルというふうになってございまして、今回はそのうちの右側斜線分が2斜線分ということで施工する予定でございます。過年度まで路床と路盤まで施工されておりますので、今回については舗装部分、それからそれに付随する構造物関係を施工するものでございます。車道の部分については表層工ということで5センチの舗装仕上げ、それから歩道部分については3センチの舗装の仕上げになってございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。17番堀籠日出子さん。

17番 （堀籠日出子君）

この応札業者はここに6社が記載されているんですけども、先ほどの説明の中で応札額は省略するというお話でしたが、何かこれは、どんな理由なのかお聞かせいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 （千葉恵右君）

今回の入札におきまして、それぞれの額について公開はしておるんですが、議案の説明資料の中で一々こういった応札額をそれぞれ出して説明するまでは至らないのではないかとちょっと判断をさせていただきました。というのは、各社がそれぞれの額を提示をしているんですが、高いところから低いところまでございますけれども、最低価格応札額だけで十分足りるのではないかと判断をさせていただいております。今後とも契約関係についてはこういった形でさせていただければというふうに考えおります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

17番 (堀籠日出子君)

この応札額につきましては、以前はこれを全部出していたんですよね。それは出さなくていいという、どなたの判断なんですか。これは一応ホームページには入っていますよね。だから別に私、ここに明示してもおかしくないと思うんですけども、いかがですか。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 (千葉恵右君)

公開をされている額でございますので別に明示しても構わないんですが、ちょっと煩雑になるのかなという判断でそういう形でさせていただきました。

なお、今回の応札額で最も高い金額を提示をいたしましたのが、福田道路株式会社仙台営業所で4,940万円でございます。最低価格の日本道路株式会社北仙台出張所4,800万円のこの間に各社の金額が入っております。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。11番平渡高志君。

11番 (平渡高志君)

これは今、答弁の中で一々書く必要はないということは、議会を冒瀆しているのかなと私は思いますよ。一々とか、しっかり議会に説明をしなくて同意を求める、我々そんなでたらめな判断はできませんよ。今までやってきたのであれば、何もここに出して差し支えないのであれば出して下さい、今度からも。いかがですか。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 （千葉恵右君）

済みません、言葉の表現ですね、不適切であったことはおわびを申し上げます。金額、全部提示をしなくても十分説明できるのではないかという判断に立って、今回こうさせていただきました。今、お話しされたように、前回の宮床中学校の屋内体育館と同じように全金額を提示せよというのであれば、内部で同じように検討させて従来どおりに戻したいというふうに思っております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

ですから、今課長が答弁したとおり、金額を口で言われる、一々書かなければいけない、そういうのであれば最初からきちっと書いて、何も怪しい、そんな変なあれでないでしょう。何も議会に提示して、これぐらいの金額でこれで落ちたと。それで我々納得するのでありますから。やはりかえって、逆に今まで書いていたのを書かなくなるということに対して不信感を持つのであって、私それに対して何も言うわけでもないんです。はっきりした金額をやはり示していただきたい。以上であります。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 （千葉恵右君）

今、おっしゃるとおり、従来といいますか、全金額を提示せよというお話をいただきましたので、今後ともそういった形にまた修正をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。5番松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

ちょっとわからないことで教えていただきたいということで質問いたします。

(2)の入札の方法で3番目に、低入札調査基準価格を設定すると、こういうことなのですが、これについてちょっと不明なので教えていただきたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 (千葉恵右君)

低入札調査基準価格を設定をしております。これは、これ以上低い価格になった場合については、契約どおりの内容で施工ができるかどうかということがまず判断をしなければならないという基準の価格でございます。この設定につきましては、積算の算定の中で諸経费率等、これを勘案をして積算をしております。

ちなみに、今回につきましては積算から割り出した金額は3,948万8,558円ということで、割合にして81%の率になってございます。これを下回った場合については一番安い価格であっても調査をいたしまして、その可否を判断をしてから契約するかどうかということで決めております。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

私、入札について、今の答弁本当に素晴らしいと思っているんです。安ければいいというふうなことで、今から町の入札、いろいろあると思うんですが、安ければいいということで入札をやっていただきたくないと。ある程度の低価格でこれ以上はできないんだなということを町のほうで持って、そして入札をするというふうな、この考え方に賛成であります。ありがとうございます。

議 長 (大須賀 啓君)
ほかに質疑ありませんか。2番浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)
次点となりました会社の応札価格をお知らせ願います。

議 長 (大須賀 啓君)
都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 (千葉恵右君)

先ほどおっしゃられたように、前者の価格を提示して説明をすればこういったご質問はなかったのかというふうに今思っております。大変申しわけありません。

次点の札でございますが、東亜道路工業株式会社宮城営業所でございます。応札額については4,860万円でございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)
浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)
落札率を見ますと、大分98.44%と高率であり、なおかつ一番高い価格と次点のところもそれほどの差がないということが今回の落札結果であったと思いますが、これだけ似通った形の見積となった要因として何らかの考えられるところがありましたらお聞かせ願います。

議 長 (大須賀 啓君)
都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 (千葉恵右君)

各社の応札額は入札と同時に見積書、積算内訳書を提示をさせていただきます。金額そのものの考え方についてはそれぞれ各社の考え方によりますので、資材

の調達とか、全体の考え方がありますので、その内訳についてはこちらではそこまで把握はしてございません。それぞれの考え方があっての応札額を示しているんだというふうに考えております。

ただ、要因として考えられるものといたしましては、今般の災害関係で非常に資材が高騰しているという状況にありますので、各社でもそれぞれ鋭意努力されて積算をされているんだというふうには思っておるんですが、非常に厳しい中で積算をされているのではないかなというふうには推察はしております。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は原案のとおり可決されました。

日程第16「同意第2号 教育委員会委員の任命について」

議長 （大須賀 啓君）

日程第16、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。（「さっき同意案件に関する資料をいただいたんですが、ちょっと紛失したわけではないんですがないんですよ」の声あり）資料ないの。ほかに。（「入れかえたのはわかっているんですけど、それがいいんです」の声あり）皆さんですか。（「議案書もない」の声あり）議案書もないの。ちょっと町長、お待ちください。

では、確認します。議案書等々ない方。2人だけ。（「いただきました」の声あり）

きたいんですけれども、教育委員会、人権擁護の仕組みというんですか、各地区からこれは任命すべきものなのか、どういう形で推薦されるか、また、推薦される側の職種の方ですか、町長推薦であるとか、議員推薦である、もしくは区長推薦である、委員会推薦ですよ、それとも前任からの推薦であると、その辺があれば教えていただきたいと思います。

その次、2点目ですけれども、各行政区、各地区に委託されている委員について質問したいと思います。基本的に、各行政区には民生委員、保健推進委員、統計推進委員、美化委員等々ありますが、それらに関しましては行政区をまたがって二地区で1名とか、例えば保健推進委員であれば400世帯に1名というような決まりがあるんですけれども……。

議長 長 （大須賀 啓君）

槻田さん、教育委員に関してだけにして。

7 番 （槻田雅之君）

はい。では、教育委員だけに絞ります。この菊地 敬さんなんですけれども、民生委員、人権擁護委員を兼ねてやられているわけですけれども、町の方針としましてそのほかにいろいろな委員があるかと思うんですけれども、その兼任ですか、併用をどこまで認めているのか。もしくは年齢的に、これは67歳の方なんですけれども、年齢的にそういう退職年齢とかがあれば教えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長 長 （大須賀 啓君）

今、同意2号については、ご案内のように教育委員の推薦ということでお諮りをしているわけでありますが、今、槻田さんからお話しのとおりであります、町長から。推薦の方法というのかな、説明……。

ちょっと休憩します。

午後4時19分 休憩

議長 長 （大須賀 啓君）

再開します。

本会議でなく、全員協議会を開催いたします。

本会議では、人事の件について、今まで慣例もありますので本会議では説明できないという町長の申し出がありましたので、全協に切りかえて、先ほどの槻田君のご意見に対して町長より説明をしていただきます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、教育委員につきましての選任についてのやり方といいますか、ご説明申し上げたいと思います。

本来であれば、人事案件、これは教育委員会委員に限らず、町長の専権といえますか、町長が提案をして皆さんにいろいろご審議をいただいてということが本来の形でございます。本会議ではそういう形があくまでも本来の議会の進め方ということでございます。それで、先ほどそういうことで本会議ではというお話をさせていただきました。

今、全協に切りかえていただいておりますので、大和町におけます教育委員の考え方といいますか、これまでの経緯をお話をさせていただきたいと思いません。

大和町では町村合併がございまして、4ヶ町村合併をした段階で教育委員につきましてはそれぞれの地域から一人一人代表を出すという申し合わせ事項のようなものがあつたところでございます。これは条例とかそういうことではなくて、合併のときにそういった、あくまでも申し合わせ事項ということでございます。

これは推測でございますけれども、合併したという中ではございますけれども、それぞれの単位に小中学校がございましたので、その学校があるということでそれぞれの代表を1名ずつということで選任してこられたというふうに思っております。

そして、教育委員さんにつきましては各地域からということでございますので、毎年ローテーションというふうにございますが、一遍に全部教育委員さんがかわるわけではなくて1年後にずれる形が基本だつたと思っておりますけれども、なっておりますでございます。

そこで、教育委員につきましてはそういったこともありましたので、これまで慣例として、もちろん町、私が判断を最終的にするわけでございますけれども

も、推薦する方とか、そういったことにつきましては、その地区地区、例えば今回は落合地区であれば落合地区の方々、議員さんですね、言ってみれば、議員さん方といろいろご相談をさせていただいてご了解をいただいて提案をするという、これまでの慣例でございました。

それで、今回もそういう形で進めさせていただいておるところでございますが、いろいろお考えがあるということでございますので、そのことについてはあれですが、今までの慣例ということはそういうことでございます。

年齢とかそういったものにつきましては、基本的に別に何歳以上はだめだとか、何歳未満がだめだとか、そういうことはございません。また、兼務事項につきましてもこれをやっているからこれがだめだとか、議員さんとかというもまた別だと思えますけれども、そういった形のものとは特別設けておりません。お忙しい方につきましてはいろいろお話ししている中で難しいという話もあることもありますし、その人その人の仕事のやり方とかご商売のあり方とかによって変わってくるというふうに思っております。

そういう状況でございまして、これは教育委員に限らずですけれども、年齢制限とかそういったものについては基本的には持っておらないということでございます。ただ、場合によっては仙台のほうにお通いしてもらうとか、そういう役割の方もお出でです。そういった場合には足の問題、要するに車の問題ですね、そういったこと等は考慮しなければいけないので、そういったことの考慮をしながらお願いしていることもございます。そういうことでございます。よろしいでしょうか。

議長 （大須賀 啓君）

梶田雅之君。

7 番 （梶田雅之君）

教育委員、先ほど冒頭にあつたんですけれども、人権擁護委員についてちょっとお聞きしたいんですけれども、よろしいでしょうか。いいですか。

なぜ今回こういう話をしたかと言いますと、もみじヶ丘に関しまして、人権擁護委員でもみじヶ丘2丁目の方が人権擁護委員に推薦されているというのがありまして、今回人権擁護委員を見ますと結構民生委員の方がほとんど多いというのがありまして、こういう形で各人権擁護委員、教育委員、農業委員会、いろいろあるかとは思いますが、その兼務に対してどのように町の考

えがあるのかお聞きしたくてこのような質問をいたしました。

私としましては、やはり今各地区の状況、人材不足という話もあるかと思うんですけれども、逆にそれはやはり地区として恥じるのではないかと思うんですよね。各地区に適任者がいないというわけではなくて、やはり適任者を探して分散化して、一人にな何か不幸があった場合、この方ですと三つ職がありますから分散するのがいいのではないかと思います、町としてのどのような所信があるのかなと思ってお聞きしました。

戻りますけれども、先ほどちょっと、この人権擁護委員のもみじヶ丘2丁目の方なんですけれども、先ほど推薦の何かあるんですかと話をした内容なんですけれども、これは多分もみじヶ丘のある区長さんのほうに推薦依頼が来たと私は聞いております。こういう話があれば、もみじヶ丘全体の区長さん宛にやはり推薦、誰かいないですかというふうにしてもらおうと、例えばこういう話をもみじヶ丘から出すとなった場合、一部の区長ではなくてやはり全体の区長の意見を取り求めてもらえれば、そこに議員が入る入らないは別にしましても、やはり推薦する有識者というのはある程度何名かに絞ってもらえればありがたいかと思ってこのような質問をしました。

あともう一つ、年齢制限の質問をした理由としまして、今、もみじヶ丘、これも地元の話になるんですけれども、前任の民生委員がおられまして、今回前任の民生委員がやめたと同時に、もう65歳のひとり暮らしになりました、逆に民生委員のお世話になるというような立場になりましたので、ある程度年齢制限が必要ではないかと思ひまして、町の指針としてそのような年齢制限に關しましてあるのかないかという話をおききしました。民生委員とか保護司、いろいろ調べますと、継続する人材に関しては特に年齢制限はないですけれども、初めてやる方、新人の方、やはり70歳以上でなくて70歳以下にしてくださいとか、そのような話をちょっと前にありましたのでこのような話をさせていただきました。どうも皆さん、ご迷惑をおかけしまして済みませんでした。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

ほかにないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

はい、それでは全協を閉めます。

午後4時27分 再開

議長 (大須賀 啓君)

本会議に入ります。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから同意第2号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番槻田雅之君及び8番藤巻博史君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

以上なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

7番槻田雅之君及び8番藤巻博史君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛 成 12票

反 対 5票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第17「同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第17、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、同意第3号でございます。

固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町鶴巣北目大崎字岸102番地。氏名、犬飼勇さん。生年月日、昭和19年12月23日でございます。

別添説明資料の2ページをお願いいたします。

犬飼氏の学歴、職歴、役職歴等につきましては記載のとおりでございます。

選任の理由でございますが、平成24年9月30日付で固定資産評価審査委員会委員渡邊仁司氏が任期満了を迎えるため、後任の委員として選任をいたしたく、今般議会の同意を求めるものです。

氏は、昭和38年3月に宮城県黒川高等学校を卒業後法務省に勤務され、平成20年に司法書士登録、宮城県司法書士会に入会し司法書士としてご活躍される傍ら、大和町大崎区長を務められ、その豊富な知識と経験は職務遂行に当たって公正公平なる審査をいただけるものと考えまして、固定資産評価審査委員会委員として選任をお願いするところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから同意第3号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番松川利充君及び10番伊藤 勝君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状ございませぬか。

「なし」と呼ぶ者あり

以上なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

9番松川利充君及び10番伊藤 勝君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 17票

以上のおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第18「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議長（大須賀 啓君）

日程第18、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、諮問第2号でございます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

下記の者を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、住所でございますが、宮城県黒川郡大和町〇〇〇〇〇〇。氏名、鈴木立子さんでございます。お生まれは昭和〇〇年〇〇月〇〇日でございます。

別添の説明資料3ページでございますけれども、学歴、経歴等につきましてはごらんいただきたいというふうに思います。

推薦の理由でございますが、平成24年6月30日付で人権擁護委員山田祥子氏が任期満了を迎えたところでございますが、本人より再任辞退の申し出があり、後任の人権擁護委員といたしまして法務大臣に推薦いたしたく、今般議会の意見を求めるものでございます。

鈴木さんは、平成7年から現在まで17年間にわたり大和町の民生委員・児童委員として活躍され地域の信望も厚く、また人権擁護につきましても関心をお持ちの方でございます。

今後、さらに地域に少しでもお役に立ちたいというお気持ちを持っておられますので、これまでの経験を生かしご活躍いただけるものと考えまして、今回推薦をいたしました。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。

午後4時51分 休 憩

議 長 （大須賀 啓君）

直ちに全員協議会を開きます。

資料を配付します。

ただいま事務局から諮問第2号に対する意見書を配付しましたが、この件

につきましては適任と認める答申でよろしいでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

それでは、適任と認める答申といたします。

全員協議会を閉じます。

午後4時52分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本案は、お手元に配りました意見書のとおり適任と認める答申をしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、諮問第2号はお手元に配りましたとおり適任
と認める答申をすることに決定しました。

日程第19「諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議長 (大須賀 啓君)

日程第19、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、諮問第3号でございます。

人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めることについてでございます。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3
項の規定によりまして議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、宮城県黒川郡大和町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。
氏名、千坂裕子さんでございます。お生まれは昭和〇〇年〇〇月〇〇日ござ

います。

別添の説明資料4ページをごらんいただきたいと思います。学歴、経歴等につきましてはここに記載されておるとおりでございます。

推薦の理由でございますが、平成24年9月30日付で人権擁護委員邊見多美子氏が任期満了を迎えるところでございますが、本人より再任辞退の申し出があり、後任の人権擁護委員といたしまして法務大臣に推薦をいたしたく、今般議会の意見を求めるものでございます。

千坂さんは、昭和48年から平成15年まで30年間農協職員として勤務され、平成16年から現在まで大和町の民生委員・児童委員として活躍されておりまして、地域の信望も厚く、権擁護についての関心もお持ちでございます。

今後さらに明るい地域づくりに貢献したいというお気持ちを持っておられますので、これまでの経験を生かしご活躍いただける方として、今回推薦をするものでございます。よろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

午後4時54分 休憩

議長 (大須賀 啓君)

直ちに全員協議会を開きます。

事務局より文書を配付します。(「済みません、議長、トイレに行ってよろしいですか」の声あり) 我慢できない。(「はい」の声あり)

では、5分間休憩をとります。

午後4時55分 休憩

午後4時58分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま事務局から諮問第3号に対する意見書を配付しましたが、この件につきましては適任と認める答申でよろしいでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
それでは、適任と認める答申といたします。
全員協議会を閉じます。

午後4時59分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
ここでお諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により、午後5時を過ぎても時間を延長して
審査を継続したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。
お諮りします。

本案は、お手元に配りました意見書のとおり適任と認める答申をしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、諮問第3号はお手元に配りましたとおり適任
と認める答申をすることに決定しました。

**日程第20「委発第3号 地球温暖化対策に対する『地方財源を確保・充実する
仕組み』の構築を求める意見書」**

議長 (大須賀 啓君)

日程第20、委発第3号 地球温暖化対策に対する「地方財源を確保・充実す
る仕組み」の構築を求める意見書を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。10番伊藤 勝君。

10番 (伊藤 勝君)

委発第3号でございます。地球温暖化対策に対する「地方財源を確保・充実
する仕組み」の構築を求める意見書についてご説明させていただきます。

地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出する

ものであります。

この意見書は、当議会議長が理事になっておられる全国森林環境税創設促進議員連盟会長から意見書の採択の依頼があったものでございます。内容についてご説明いたします。

全国森林環境税創設促進議員連盟は、森林の公益的機能の持続的な発揮、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るため、新たな財源として全国林業環境税を創設することを目指し、全国の加盟市町村で組織する全国森林環境税創設促進連盟とともに、平成6年から活動を続けてきました。こうした中、地球温暖化対策のための税が本年10月に導入されるとともに、全国森林環境税創設促進議員連盟が近年の実現を求めてきた森林吸収源対策などの地球温暖化に対する地方の財源確保に関し、平成24年度税制大綱において、「地方財源確保・充実する仕組み」について、平成25年実施に向けた成案を得るべく、さらに検討を進めると明記されておりました。このたびの地方財源確保・充実する仕組みの構築は全国森林環境税創設促進議員連盟の活動の方針に沿ったものであり、平成25年度税制改正に向け地方が一丸となって強力な運動を展開していく必要があることから、意見書を提出するものであります。

意見書の文面につきましては記載のとおりです。省略させていただきます。

要望事項について朗読させていただきます。中段をごらんいただきます。

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を森林面積に応じて譲与する「地方財源確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

この意見書の提出先は、衆参両議院議長ほか、各関係大臣宛、ここに記載されているとおりでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は原案のとおり可決されました。

日程第21「請願第1号（仮称）下草大橋の架橋に関する請願書」

議長（大須賀 啓君）

日程第21、請願第1号（仮称）下草大橋の架橋に関する請願を議題とします。

朗読を省略して、紹介議員の説明を求めます。11番平渡高志君。

11番（平渡高志君）

（仮称）下草大橋の架橋に関する請願書。

平成24年9月6日、大和町議会議長 大須賀 啓様。

請願者は、住所、大和町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

団体名、大和町鶴巣地域振興協議会会長 高橋好雄、ほか、鶴巣地区行政区長全員12名であります。

紹介議員は、大崎勝治、門間浩宇、平渡高志、各議会議員であります。

1. 請願の趣旨

鶴巣地区住民等の民生の安定と向上を図るため、「（仮称）下草大橋」を早期に架橋していただきますよう請願をいたします。

2. 請願の内容

（仮称）下草大橋の架橋につきましては、大和東部土地改良事業並びに富谷北部土地改良事業において、関係住民の協力により既に道路は橋の取付位置まで拡幅完了を見ており、間もなく橋の建設が進むものと期待をしておりました。

しかしながら、建設財源等の諸課題により先延ばしになっており、一向に整備の前進を見ようとしない状況に、地域住民はいら立ちを禁じ得ません。

吉田川本線には「（仮称）下草大橋」と連携される「舞野大橋」が架橋して県道塩釜吉岡線と接続をしており、また、東北自動車大和インターチェンジと

近接しておりますので車両の通過台数も年々増加して利便性が向上しております。

このことから、「（仮称）下草大橋」の早期完成には農業関連の生産物、物資輸送等と合わせて、地域経済、交通の発展に計り知れない効果が期待できるものであります。

現在、大和町には世界有数の企業や関連企業が立地し操業を開始するなど、町の発展に大きな期待が持たれる反面、物流による輸送車両や従業員の通勤車両は日増しに増加の一途をたどっております。

加えて、震災の復旧に向けた関連通過車両の増大により、国道4号、県道塩釜吉岡線、県道大和松島線は交通渋滞を来し、大型車両が列をなして町道大崎三ノ関線など生活道路に入り込み、地域住民は大きな不安と不便など社会生活上の脅威ともなっております。

つきましては、これらの状況を篤にご認識をいただき、その解消にも結び付く「（仮称）下草大橋」の架橋を早期に図っていただきますよう、何とぞご理解賜りたく地域関係代表者連名の上、請願をいたすものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

お諮りします。

ただいま議題となつてします請願第1号は、産業建設常任委員会に付託の上審査をし、さらに閉会中の継続審査もできることにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よつて、請願第1号は、産業建設常任委員会に付託の上審査し、さらに閉会中の継続審査もできることに決定しました。

日程第22「所管事務調査の申し出について」

議長 （大須賀 啓君）

日程第22、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定

により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第5回大和町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後5時09分 閉 会